

平成29年度 第3回

日進市国民健康保険運営協議会議事録

平成 30年 1月24日 (水)
日進市役所 4階 第2会議室

【出席委員】

水野 美津子
関根 聖美
宮田 恒治
水野 榮二
金山 和広
田村 一央
堀之内 秀紀
牧 秀次
岩月 ミサヲ
小野寺 秀樹

副市長
【事務局】健康福祉部長
健康福祉部参事
健康福祉部保険年金課長
主幹
課長補佐
係長

青山 雅道
真野 幸治
小塚 多佳子
祖父江 直文
宇佐美 香津美
石原 直樹
中村 充孝

《議事》 開会 13時30分

事務局 (課長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第3回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の祖父江と申します。よろしく申し上げます。それでは、協議会を始める前に事務局より2点報告をさせていただきます。</p> <p>1点目は、本日の出席者についてですが、本協議会の成立要件である協議会規則第6条に規定する委員定数の過半数の者の出席及び、各代表の委員の1名以上の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告いたします。2点目は、本日は、傍聴希望者が4名おられます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます</p> <p>それでは、これより議事に移りますが、本日の協議会については、発言者のお名前は匿名とさせていただきます、市のホームページで公表させていただきますので、予めご了承をお願いいたします。</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>《あいさつ》</p> <p>それでは、議事に入ります前に報告させていただきますが、会長の私宛に「国民健康保険税の引き下げを求める要望署名」が日進市民参加の会・新日本婦人の会愛知県日進市支部・尾張東部民主商工会・革新日進の会から提出されておりますので、ご意見として委員の皆様にお知らせするために写しを配布させていただきますので申し上げます。</p> <p>続いて、傍聴者についてお諮りします。本日の協議会の傍聴の許可について、賛成の方は「挙手」をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、傍聴を許可します。</p> <p>《傍聴者入室》</p>
会 長	<p>次に、本日の議事録署名者の選任についてですが、規則第9条の規定により議長が指名することとなっておりますので、金山委員、田村委員に申し上げます。</p> <p>次に、国民健康保険法の規定により次第3の議題（1）「日進市国民健康保険税等について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>先の協議会におきまして保険税率の引き上げについて、諮問書を提出させていただきました。その際の引き上げ率について、県から11月に発表された仮算定の数字で計算したことを説明の中でさせていただきましたが、前回の協議会開催後の1月15日に愛知県から本算定の通知がご</p>

	<p>ざいまして、厚生労働省による30年度の医療費改定がマイナス改定となったことなどにより、医療費の増加率が下がりました。</p> <p>つきましては、本算定の数値で引き上げ率を修正すべきであるため、先の諮問書の取り下げをお願いします。取り下げをご承認いただけましたら、数字を修正した諮問を再度させていただきたいと存じます。</p> <p>なお、委員の皆様へは、取下書の写しをあらかじめ机の上に配布させていただきますのでご覧ください。</p> <p>それでは、本日、市長は公務で不在のため、取下書を副市長から会長にお渡しさせていただきます。副市長、取下書の朗読をお願いします。</p>
副市長 会長	<p>《取下書朗読》 副市長 → 会長へ渡す</p> <p>取下書について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。ないようですので、取り下げを承認するというところでよろしいでしょうか。</p>
委 員 会 長	<p>異議なし</p> <p>取り下げは承認されました。それでは、改めまして諮問書が提出されるということです。諮問事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>諮問書について、説明いたします。委員の皆様は、配布されています諮問書の写しをご覧ください。</p>
	<p>《変更後の諮問書を説明》</p> <p>先ほど、ご説明しましたように、愛知県から自然増について本算定の数字が出されたため、その数字に置き換えて、本市の保険税の改定率を修正するものです。改定率は若干下がっております。それ以外の変更は、ございません。それでは、諮問書を副市長から会長にお渡しさせていただきます。副市長、諮問書の朗読をお願いします。</p>
副市長	<p>《諮問書朗読》 副市長 → 会長へ渡す</p>
事務局 (課長)	<p>副市長は他に公務がありますので、会議の途中で恐縮ですが、退席をさせていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>次第3の議題(1)「日進市国民健康保険税等について」新しい資料も出ていますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 事務局 (課長)	<p>《事務局から参考資料・資料1説明》</p> <p>今後、答申書を作成いたしますので、説明させていただきます。</p> <p>答申書に関しては、市長より会長に諮問が出ていることから、会長から市長に答申することとなります。</p> <p>答申の形式に関しては、前回の会議で委員の皆様にも共有いただきました。</p>

	<p>保険税の改定について適当かどうか、保健事業の必要性などについて、ご質問・ご意見をお聞きした後に、まずは事務局で答申書（案）を作成させていただき、その後、皆様方に（案）を確認していただくという手順で進めて行きたいと考えております。</p> <p>以後は、会長の進行で各委員からご質問・ご意見をいただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>事務局より説明がありましたが、答申に向けてご意見を伺う前に、数値の変更部分を含め、諮問事項全体を通してご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>12頁の限度額引き上げですが、改正で賦課限度額が引き上げられる予定とありますが、時期は確定していますか。</p>
事務局	<p>こちらは、毎年年度末の3月30日から31日頃となっておりますので、今回も同様と思われま。</p>
委 員	<p>そうすると13頁のスケジュールでは、3月議会にかけるとなっておりますが、地方税法関係以外は3月議会にかけられると思いますが賦課限度額については、改正が決まらなと引き上げることも引き下げることもできないと思っております。</p>
事務局	<p>例年より早く地方税法施行令が成立し交付され、追加議案、臨時議会を開く時間があれば議会にかけますが、3月30日から31日の成立・公布となると専決という市長が決定する形と2案で考えています。</p>
委 員	<p>30年度は大きな改正となりますので、できれば賦課限度額が対象となる高所得者も同時に改正されるようにしていただきたいと思っております。</p>
委 員	<p>13頁に法定外繰入金の削減案を県に提出とありますが、これは30年度だけのことでしょうか。</p>
事務局	<p>これは、30年度以降の5年程度の削減案を提出することとなっております。</p>
委 員	<p>どのように削減するのですか。</p>
事務局	<p>現在の案では、10年間程度で法定外繰入金を減らすという案になっていきますので、毎年1/10程度を削減することになります。</p>
委 員	<p>30年度の案だと11頁に削減で、2,700万円の増収とありますので、大体これ位の金額が推移しますか。</p>
事務局	<p>およそ3,000万円程度の削減額となると考えています。</p>
委 員	<p>その埋め合わせとして、保険税を上げるしか方策はないのですか。</p>
事務局	<p>他には基金がありますが、法改正の主旨は、持続可能な制度改革ということですので、保険税の引き上げが本来の主旨と考えます。</p>
委 員	<p>法定外繰入金は、各自治体の裁量ではないのですか。</p>

事務局	今までも法定外繰入金は望ましくないと言われておりましたが、国も削減を強く言うことはありませんでした。しかし、今回は県の運営方針にも記載されており、県に削減計画を出さなければならないことになっていきますので従うべきと考えます。
委員	3月議会に提出とありますが、議会は十分にご存知でしょうか。
事務局	市議会でも何度か質問をいただいております。
委員	市議会でも議論して、自治体で裁量するということは不可能ですか。
事務局	法定外繰入金の削減や国の方針については、県に削減計画を出させていただくことにはなりますが、それを機械的に計画どおりに進めるということではなく、毎年の医療費の伸びや被保険者数も変わるため、県の標準保険料率も変わってくるので、全体的に考えながら加入者の皆様にご理解いただけるような税率にするよう検討することになります。
委員	方向性としては削減することになるのですね。
事務局	方向性としては削減ですが、削減幅は柔軟に考えるようにと県も言っておりますので、毎年ご議論いただき、決めていきたいと考えております。
委員	そういう流れであれば、保険料は上がるしかないと思います。ここで議論しても良い方法があるかは疑問ですね。
会長	上げないという手法があれば良いですが、残念ながら今の国民健康保険自体が完全な赤字です。一般会計からの法定外繰入金がなければ財政は破綻しています。それはどの市町村も同様だと思います。後は、各市町村の判断で今までやってきたことをどの程度生かして県の望む方向を考えながら進めて行くかになると思います。まだ制度が始まったばかりです。将来的な方向性は決まっていますが、今後まだわからないところもありますので、まずは諮問されたことについてご審議いただき、答申までいきたいと思っております。
委員	その他、全体を通して何かございますか。
事務局	法定外繰入金を削減していくということですね。保険税が上がるということですね。
事務局	そのとおりです。市税の法定外繰入金を入れることができないとなると、かかる医療費の伸びをおさえるか、保険税を引き上げるしか資金の調達方法がありません。
会長	その他、よろしいですか。 ないようですので、皆様のお手元に諮問書の写しが届いたと思います。諮問事項1「日進市国民健康保険税を改定することについて」「保険料率及び賦課限度額について（別紙）」とありますが、それぞれ大きな問題ですので、一つずつ分けてそれぞれ意見集約をしていきたいと思いま

	<p>す。まずは、「保険税率を改定することについて」ですが、裏面は所得割率及び均等割額を改定するという諮問内容です。先ほどの説明にもありましたように保険税率の引き上げについては、医療費の自然増の1.9%分を上げさせていただきたいという諮問内容になっていますので、そのあたりの考え方について委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思いをします。</p>
委員	<p>法定外繰入金を下げるにあたっては、どこかで補填しなければならないと思います。保険税を上げていかなければならないと思いますが、今年限りではないということなので、できるだけ税の負担がないように考えていただけたらと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にはいかがですか。</p>
委員	<p>説明にもありましたが、日進市は県内でもかなり低い税率を使って国保税が算定されているようです。30年度以降、県は標準保険料率を統一したいという方針となっていると、日進市がこのまま推移して行けば、いずれどこかで大きな乖離が生じることになると思うので、徐々に県が示す水準に上げる必要があるのではないかと、止むを得ないと思います。しかし、30年度から急に上げると激変となってしまうので、徐々に行い、緩和できるところはしていくべきだと思います。</p>
会長	<p>30年度については、医療費の自然増分は、止むを得ないのではないかとのご意見、あくまでも徐々に進めて行くというご意見、一度に大幅な負担は与えないようにというご意見でした。</p>
委員	<p>法定外繰入金の解消に向けては、保険税の増額は止むを得ないと思います。その反面で、支出をおさえる必要もありますので、例えば健診などにより疾病の発生予防に努めるとか、ジェネリック医薬品の使用により、医療費の上昇を抑えるなどの施策を求めたいと思います。</p>
会長	<p>法定外繰入金の解消に向けて、支出を抑える必要があるというご意見でした。他はいかがでしょう。</p>
委員	<p>30年度に関してはご説明いただきましたが、止むを得ないと思います。</p>
会長	<p>保険税をお支払いいただく立場として、被保険者代表の方はいかがですか。</p>
委員	<p>保険税は上がらないほうが良いですが、止むを得ないと思います。しかしながら、急激に上がると大変です。</p>
会長	<p>引き上げは止むを得ないということで統一してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>低所得者への配慮については、いかがでしょうか。</p>

事務局	所得が少ない方に対して、法律で定められた7割5割2割の軽減がありますが、日進市としては、さらに0.5割を上乗せして軽減しています。
会長	軽減措置については、どのようにすべきでしょうか。継続すべきか、財源不足なら止めた方がよいのか、いかがでしょうか。
委員	県は、市町村が上乗せしての軽減措置について、どのように考えているのでしょうか。廃止の考えでしょうか。
事務局	まだ、具体的には示されておられません。他に、所得が急激に減ったとか、障害者の方であるとか、ひとり親家庭の方に対しての市町村独自の減免もありますが、県内はまだバラバラの状態であり、統一についてはまだ触れられていないのが現状です。
委員	まだ、触れられていないのであれば、低所得者のためにも、市として独自に進めていけることは継続していただきたいと思います。
会長	低所得者への配慮は継続するという方向で取りまとめてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	保険税の改定については、医療費の自然増分を対応する。また、税率は県下でも低く、標準保険料率と比べても低いということから、引き上げは止むを得ないということで、事務局は答申案をまとめてください。そして、市独自の低所得者への負担軽減の配慮は引き続き行うという表現にしてください。先ほどの、歳出の抑制については、後ほど保健事業のところでも議論させていただきますのでお願いします。
会長	次に、「賦課限度額について」ご意見を伺いたいと思います。89万円から93万円に引き上げるという諮問内容です。これまで日進市の場合は少し遅れて国基準に合わせていましたが、今はちょうど国基準と合致しているので、30年度も国基準に少しでも早く合わせた方がよいか、いかがでしょうか。
委員	ぜひ、30年度から限度額対象の高所得者の方も同時に引き上げられるように不公平感のないようにしていただきたいと思います。手法については、どうでしょうか。臨時議会とか専決などの手法が使えるのでしょうか。
事務局	本日の答申の後に、関係部署と協議してまいります。
会長	その他はいかがでしょうか。
委員	ここで延ばすと、また遅れてしまうので、不公平感のないように国基準に合わせていただきたいと思います。
会長	法律が変わり、施行令が変わるということで、限度額引き上げについては、市の裁量で、どうかできるわけではありませんので、時期について

委員	はいかがでしょうか。
事務局	限度額を引き上げることによる750万円の増収とは、1年間のことで すか。
会長	そのとおりです。 国基準が変われば同時に変えるべきだというご意見でしたが、その他は いかがですか。 不公平感をなくすということだと思いますが、国基準と連動して市の限 度額の基準も変えるということで、この方向で取りまとめてよろしいで しょうか。
委員	異議なし
会長	では、そのような方向で、事務局はとりまとめをお願いします。 続いて、「法定外繰入金赤字分について」ご意見等がありましたらお 願いします。
委員	日進市は、法定外繰入金が大変多いが、これは何を意味しているの でしょうか。
事務局	国保の保険税を下げるために、国保に加入していない一般の方の税金を 一般財源から入れているということです。
委員	日進市は、豊かだからそのように使えるということですね。
事務局	今までの経緯で行ってきました。市の施策です。
委員	国保の加入者でない一般の方の市税が使われているということ ですから、不公平感のないように法定外繰入金は徐々に解消して行くべき です。全てなくすのは、急激に保険税が上がることになるので、徐々に減 らして行く方策をとっていくのは止むを得ないと思います。
会長	バランスが重要と思います。国保に加入していない一般の方からの税金 を国保の方の保険税削減に使うのがあまりに多いと、逆の不公平感出る ことになります。市民全体をみると国保以外の方の人数が多い ので、将来を見通しながらという表現になるかとは思いますが、方向性 としては削減していく、それを計画的に行う。 急に行うと保険税が急激に上がるため、計画的に削減に努めるべきと考 えますが、皆様のご意見を伺います。
委員	法定外繰入金の多い他の市町村も同じような悩みをお持ちのことと思 いますが、日進市と同様に削減をしていくのでしょうか。
事務局	法定外繰入金を下げるという方針はどの市町村も持っています。その計 画については5年・7年・10年という期間で対応するところが多い です。本市は、段階的に進めて行きたいと考えますので、10年程度とい う計画で考えております。

委員 事務局	逆に法定外繰入金が少ないところは税の負担が大きいのでしょうか。法定外繰入金が少ないということは、国保の加入者で賄っているということですか。
委員 事務局	税の負担が大きいところの低所得者には、どのような支援がされているのでしょうか。おそらく、法律で定められた7割5割2割の軽減が中心であると思われます。
委員 事務局	同じような所得であっても、そのような自治体の方は負担が大きいのですね。そのとおりです。
委員	日進市もそちらの方向へ進むということですね。対策はなかなか難しいですね。
会長	法定外繰入金の削減案を県に示さなければならないので、計画的に削減に努めるという方向でいかがでしょうか。
委員 会長	異議なし では、そのように事務局でとりまとめをお願いします。
委員	次に、「保健事業」ですが、先ほど歳出の抑制という言葉をいただきました。やはり、医療費を抑制するためには、予防の観点が重要ですので、ご意見をいただきたいと思います。
委員	国保税が激変しないためには、医療費を抑えるしかないと思います。そのためには、毎年の保健事業を進めて症状が重症化しないようにする。また、ジェネリック薬品を普及させることも大切です。
委員	医療費を下げるのは大切ですが、薬代が高いです。国が定める薬代はすごく高い。根本的に、そこが解決しないとどうしようもないです。例えばC型肝炎の薬は1錠10万円ですから、しわ寄せは診療費にきます。薬価の問題に国が取り組まなければ難しいと思います。
会長	国の問題なので難しいですね。市ができることで何かあればご意見をお願いします。
委員	健診を皆さんが受けるように、興味を引くよう工夫して進めて行くことが大切だと思います。
委員	糖尿病の比率は男性の方が高いと思いますが、男性の健診の受診率はどうですか。医療機関に行くまでが面倒だと伺いますが、住民健診はもうないのですか。
事務局	健診の方法が変わり、現在の特設健診の仕組みとなりました。
委員	問題は、初期段階では痛くも痒くもないため、自分だけは健康だと思っていたり、医者にかかっても薬を自己判断で中断されたりすること

	<p>です。皆さんの意識を改革することが重要ですから、啓発をしたほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの、健診受診率の件ですが、平成28年度は、42.8%です。内訳は、男性が39.7%、女性が45%です。特に受診率が低いのは、40歳～44歳の方で、17%です。年齢が高くなるにつれて、受診率も高くなります。</p>
委員	<p>受診率が低い原因をつかんでおられますか。</p>
事務局	<p>過去のアンケート結果からは、若い方は忙しいということが一番でした。</p>
委員	<p>社会保険なら、そういうことはないはずで、半ば強制的に健診をうけますが、国民健康保険の方にどう伝えるか、そのあたりは計画に書かれていますか。</p>
事務局	<p>土日に行くなどの受診率を上げる方策を計画しています。</p>
会長	<p>その他、保健事業について、いかがですか。</p>
	<p>保健事業については、保険税の抑制をするためにも積極的に進めていくということでまとめてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、意見の整理を事務局でしていただき、答申書の案の作成をお願いします。</p>
	<p>その間、少し時間をいただきます。</p>
	<p>《休憩10分》</p>
会長	<p>それでは、答申書の案ができたようですので確認します。</p>
	<p>《答申書（案）を会長が確認》</p>
	<p>委員の皆さんに確認をお願いします。</p>
	<p>《答申書（案）委員に配布》</p>
会長	<p>答申書（案）について、事務局に読み上げていただきます。</p>
	<p>《答申書（案）事務局が読み上げ》</p>
会長	<p>答申書（案）について、ご意見はありませんでしょうか。</p>
委員	<p>意見なし</p>
会長	<p>それでは、諮問事項について皆様にお示しをした書面で答申することについて、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>《全員賛成》</p>
会長	<p>ありがとうございました。お手元の書面どおり答申することと決定しました。それでは、市長へ答申したいと思いますので事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今から、会長より市長へ答申いただきますが、市長が公務で不在ですので、副市長へお渡ししたいしたいと思います。</p>

会 長	会長より、内容の朗読をしていただきお渡しください。
副市長	《答申書を朗読、副市長へ渡す》 委員の皆様には、長時間に渡り慎重にご審議・ご答申をいただきありがとうございました。来年度から国保財政の運営主体が市から県へ移る大きな改変がございます。しかしながら、日進市民の健康増進のために国保運営してまいる私どもの姿勢に何ら変わりはありません。本日、ご答申をいただきました内容を踏まえまして、国保運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
会 長	副市長は、他に公務がございますので退席させていただきます。 それでは、残っております議題（２）へ移ります。 「日進市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）等について」事務局から説明をお願いします。
事務局	《議題（２）について説明》
会 長	議題（２）について、ご意見ご質問等をお願いします。 《質疑なし》
事務局	ご質問もないようですので、議題（２）について、以上で終わります。 続いて、４その他で、事務局から何かありますでしょうか。 次回の運営協議会は、３月の中旬から下旬を予定しております。事前に通知をいたしますので、よろしく願いいたします。
会 長	これで本日の全ての議事は終了しましたので、本協議会を閉会させていただきます。皆様方のご協力により、無事議事を終えることができました。長時間にわたりありがとうございました。
事務局	本日はお忙しい中、ありがとうございました。
	（閉会 15時20分）